

2020年1月27日

東北経済産業局

株式会社大沼友の会^(注1)の破産手続開始の申立てに伴う
友の会会員への還付手続について

割賦販売法に基づく許可事業者(前払式特定取引業者)である株式会社大沼友の会は、2020年1月27日、山形地方裁判所に破産手続開始の申立てを行いました。今後、東北経済産業局では、同友の会会員の皆様に対し、割賦販売法に定める還付手続に従って、保全措置が講じられている前受金を配分します。手続の詳細については、追って公表し、会員の皆様にお知らせします。それまでは、友の会会員証、お買物券、入金の領収書など、権利を証するものを大切に保管してお待ちください。

1. 株式会社大沼友の会(法人番号 4390001000304)は、割賦販売法に基づく前払式特定取引業者(いわゆる「友の会」)であり、商品の取次先は、本日、山形地方裁判所に破産手続開始の申立てを行った株式会社大沼です。
2. 同友の会会員の皆様からお預かりしている前受金は、2019年9月末時点で約384百万円ですが、その半額の約192百万円については、割賦販売法に基づき保全措置を講じています。
3. 今後、東北経済産業局において、同友の会会員の皆様に対し、割賦販売法に定める手続に従って、保全措置が講じられている前受金を配分することになります。今般の割賦販売法に定める還付手続は、同友の会会員の「積立金」及び「お買物券」が対象であり、「商品券」^(注2)は対象外です。
4. 還付手続の詳細につきましては、追って公表し、同友の会会員の皆様にもお知らせします。
5. 還付手続には、同友の会会員証、お買物券、入金の領収書など、権利を証するものが必要となりますので、それまでは大切に保管してお待ちください。

(注1):株式会社大沼友の会の概要

所在地:山形市七日町1丁目2番30号

資本金:20,000千円

代表者名:代表取締役 長澤 光洋

許可年月日及び許可番号:昭和49年11月29日 友第2013号

(注2):商品券については、東北財務局 金融監督第三課(電話:022-721-7079)までお問合せください。

(本発表資料お問合せ先)

東北経済産業局 消費経済課長 渡辺 正明

担当者:奈良崎(ならざき)、桂島

電話:022-221-4917(直通)

F A X:022-224-1466